

令和4年11月25日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和4年第4回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 11月25日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和4年第4回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和4年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。

また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。

閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、議会パソコンの使用について協議し、傍聴席ではマスク着用を義務化することを確認した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和4年第4回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) その他

- ・タブレット型パソコンの使用について
- ・傍聴席でのマスク着用について

2 日 時 令和4年11月25日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和4年第4回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和4年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)
付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。詳細に
つきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。

まず、事件番号1番、令和4年度魚沼市一般会計補正予算第6号についてであります。
当該補正予算の概要であります。主なものといたしましては、職員の人事異動及び、人
勤に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整をはじめ、電気料・燃料費の高騰に伴
う公共施設維持管理費の増額及び医療・福祉・保育等施設に対する支援額の追加、低所得

世帯に対する灯油代助成の追加、いわゆるミニ特養の整備事業に係る補助金の追加、道路及び消雪パイプの緊急修繕費の増額、8月の豪雨災害に伴う農地農業用施設災害復旧費の不足分追加のほか、リース工場改修工事費の減額を予定しております。加えて、ふるさと寄附金見込額の上方修正に伴う基金積立金の追加などを予定しており、これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第6号補正予算としてお願いしたいとするものであります。

なお、補正額につきましては、歳入歳出それぞれ15億7,450万円の増額補正を現時点では見積っておりますが、そのうちの8億円がふるさと結基金積立金の増額分であります。なお、今回の補正予算の財源としては、ふるさと結寄附金のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新潟県介護基盤整備事業費補助金などの追加を見込むとともに、ふるさと結基金と財政調整基金からの繰入を計上することとしております。

加えまして、歳入歳出の補正以外に、新ごみ処理施設整備構想策定業務委託料を令和5年度までの期間で債務負担行為を追加設定する内容を計上することとしております。

事件番号2番、令和4年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましては、事業勘定分におきまして、前年度繰越金の確定に伴う基金繰入金の減額及び、前年度保険給付費負担金の精算に伴う返還金の追加、並びに出産育児一時金の追加などを第1号補正予算として歳入歳出それぞれ1,570万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号3番、令和4年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第2号につきましては、保険給付費の返納に伴う基金積立金の追加のほか、財源の組替を含めた内容で第2号補正予算として歳入歳出それぞれ200万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号4番、令和4年度魚沼市ガス事業会計補正予算第1号であります。主なものといたしましては、職員の人事異動及び、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整のほか、電気料の高騰に伴う施設管理費の増額に加え、LNG購入額を含むガス原料費の増額を合わせて、収益的収入で6億7,200万円、収益的支出で7億1,640万円、資本的支出で30万円、それぞれ増額補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号5番、令和4年度魚沼市水道事業会計補正予算第1号につきましては、こちらも職員の人事異動及び、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整のほか、電気料の高騰に伴う施設管理費の増額を合わせて、収益的支出で910万円、資本的支出で60万円、それぞれ増額補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号6番、令和4年度魚沼市下水道事業会計補正予算第1号であります。こちらにつきましても職員の人事異動及び、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整のほか、電気料の高騰に伴う施設管理費の増額を合わせて、収益的支出で1,820万円を増額し、資本的支出で280万円の減額する内容で補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号7番、魚沼市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、施行のための条例を制定するものであります。ちなみに、条例案附則におきまして、本条例案の施行に併せまして現行の魚沼市個人情報保護条例を廃止することとしております。

事件番号8番、職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理についてであります。本案に

つきましては、地方公務員法の改正による職員の定年引上げ等に伴い、関係する8つの条例について所要の改正を行うものであります。

事件番号9番、刑法等の改正に伴う関係条例の整理についてであります。刑法等の改正により刑罰の禁錮及び懲役が拘禁刑に一元化されることに伴い、当該文言を使用する6つの条例について所要の改正を行うものであります。

事件番号10番、魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、国家公務員及び地方公務員の特別職の期末手当の支給月数の改定に準じることとして、議員期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

事件番号11番、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましても、国家公務員等の特別職の期末手当の支給月数の改定に準じることとして、特別職の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

事件番号12番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、一般職職員の給与について、新潟県人事委員会勧告に準拠した改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

事件番号13番、魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、新潟県病院局看護職員の処遇改善の改定に準じることとして、一般財団法人魚沼市医療公社に派遣している本市看護職員の処遇改善手当の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

事件番号14番、魚沼市立学校設置条例の一部改正についてであります。本案につきましては、魚沼市立入広瀬小学校の閉校に伴い所要の改正を行うものであります。

事件番号15番、魚沼市入湯税条例の一部改正についてであります。本案につきましては、ふれあい交流センターこまみにおける入湯税の課税免除に関する規定について、他の市内温泉施設と均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

事件番号16番、魚沼市観光施設等条例の一部改正についてであります。本案につきましては、市内3カ所の市有スキー場を追加することとして、所要の改正を行うものであります。

事件番号17番、魚沼市景観条例の一部改正についてであります。本案につきましては、届出対象行為の基準を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号18番、魚沼市新市建設計画の変更についてであります。本案につきましては、公共施設の再編整備に関する事業の進捗を図るため、町村合併・市制施行に伴う本市の将来ビジョンを描く計画として位置付けられている新市建設計画に、合併特例債の活用を見込んだ追加の取組を盛り込む内容として変更を行うにあたり、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会議決を求めるものであります。

事件番号19番から事件番号22番までの4件につきましては、指定管理者制度を導入する公の施設において、その管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会議決をお願いするものであります。

事件番号23番、市道路線の変更についてであります。本案につきましては、市道路線再編及び橋梁の撤去並びに国道17号バイパス整備に伴い、市道4路線の延長、起終点等を変更するものであります。

事件番号 24 番、魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分についてであります。本件につきましては、本市が構成員として加入する魚沼地域特別養護老人ホーム組合から、令和 5 年 3 月 31 日をもって小千谷市が脱退することに伴い、同組合における小千谷市負担分に係る財産処分について、地方自治法第 290 条の規定により、議会議決をお願いするものであります。

事件番号 25 番、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。今年度末で任期満了となる人権擁護委員 1 名の後任の委員候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

事件番号 26 番、教育委員会委員の任命についてであります。本案につきましては、令和 5 年 1 月 31 日をもって任期満了となる教育委員 1 名を再任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

事件番号 27 番から事件番号 29 番、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本案につきましては、令和 5 年 1 月 11 日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員 3 名をそれぞれ選任するにあたり、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議長の受付事件に係る報告のうち、追加予定分について、ご説明いたします。事件番号 1 番及び事件番号 2 番の専決処分の報告について、専決第 13 号及び専決第 14 の和解及び損害賠償の額の決定であります。いずれも 8 月につくし保育園において発生した物損事故に係るもので、損害額が確定したことによるものであります。賠償の相手方が 2 人であり、その額がいずれも 50 万円以下であったことからそれぞれ専決処分し、報告させていただきたいとするものであります。

事件番号 3 番の専決処分の報告について、専決第 15 号、魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更であります。本件は、令和 5 年 3 月 31 日をもって特別養護老人ホーム八色園を運営する同組合から小千谷市が脱退することに係る組合規約の変更であります。

なお、事件番号 1 番及び事件番号 2 番の専決処分理由は、平成 20 年 10 月 6 日に議決をいただきました地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定第 1 項に基づくものであり、事件番号 3 番の専決処分理由は、同指定事項第 4 項に基づくものであります。なお、魚沼地域特別養護老人ホーム組合の構成団体変更に係る事案としては、付議事件のほうの事件番号 24 番で申し上げた財産処分事案が議決議案となる関係で、当該組合規約の変更に係る専決処分の日につきましては、財産処分事案の議決日と同日に行わせていただく予定としておりますので、よろしくご説明いたします。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長　説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けるとにしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長（資料「令和4年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

富永委員長 それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありませんか。（なし）
質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長提出・受付事件については、これを受けることにしたいと思えます。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定しました。

次に、（2）付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長（資料「令和4年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱（案）について説明）

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思えます。質疑はありませんか。

佐藤委員 今ほど説明のあった取扱いの案については異議はないのですが今回、陳情、請願がかなりの数が提出されましたが、この中で請願、陳情者が直接説明をしたいといった申入れはありましたか。

佐藤議会事務局長 直接説明したいという申出の受付はしていません。

佐藤委員 陳情は紹介議員がいませんが、そういった説明はないということでしょうか。

佐藤議会事務局長 陳情者からの説明はないので、執行部への取組状況の質疑は可能と考えています。

富永委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩（10：28）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再 開（10：30）

富永委員長 休憩を解き会議を再開します。

渡辺委員 今回、議長の受付事件の中に、市民の皆様から活発に陳情が出てくることは本当に望ましいことだと思います。ただ、きちんと審査をするにあたりましては、やはり説明等があったほうがいいのかと思うのですが、陳情を持って来られた方への説明等についてはどのようになっているのでしょうか。

佐藤議会事務局長 陳情につきましては、委員会に付託する陳情については本人が持参して、大きな趣旨は事務局で聞き取り、書類の形式審査をした上で受け付けをしております。その後、細かい説明を委員会でする、しないにつきましては、本人の考え方によりますし、来ていただきたいということであれば、検討しなければならないと思っています。

渡辺委員 その際に、ご本人が持ってくるわけですので、陳情の流れの説明、また、できることならば説明等についても陳情者について、陳情を持ってきたときにどうするかをできれば聞いたほうがいいのかと思うのですが、その辺りはどうなっていますか。

佐藤議会事務局長 持参した時に、今はそういう説明はしていません。ただ、ホームページに請願、陳情のページを設けていますので、基本的に持参する方はそれをお読みになって

来ていただいているものと理解しています。

渡辺委員 陳情者に対する議会での説明ができる旨はそこに記載されていますか。

佐藤議会事務局長 はっきり書かれていたかは今わかりません。

渡辺委員 今後の課題として、こうして活発に市民の皆様が市政に対していろいろご意見を言っていただくということは本当に良いことだと思います。持参いただいた時に、きちんとそういう制度もあります、強制ではありませんが、ご利用されますかということがホームページだけではなく、説明するほうが丁寧かと思いますので、今後検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

佐藤議会事務局長 ご意見として承りまして、今後、議長とも相談しながら検討していきたいと考えています。

富永委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。事務局長の説明のとおりの取扱いとすることで、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを協議することとします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

(2) 閉会中の所管事務調査について

富永委員長 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思えます。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(3) その他

富永委員長 日程第3、その他を議題といたします。この後の日程は議会内部の調整協議に
なりのので、執行部から報告、協議事項がありましたらそれを先に行いたいと思えます。

内田市長 ありません。

富永委員長 委員の皆さんのほうからいかがでしょうか。

大平委員 コロナの感染が急拡大しています。そのときに、今までの取組み、対策会議等で調整していると思うのですが、急拡大しているのです、その対応について、検討しているか、若しくは、県のほうから何か指示が来ているのか、お聞かせください。

総務政策部長 県のほうから具体的な対応についての通知等は今のところ確認していません。

なお、急拡大していることは承知をしておりますが、市内でどれだけ感染しているのかということは、県のからの情報もありませんので、こちらの事実確認はできていませんし、今のところ、それに対して特別に市として対応するという事は考えていません。

大平委員 情報提供がないのでどうしてみようもないということもあると思うのですが、こういう状況になって、この後、どうなるかわからないので、市民一般に公表するという事でなくていいので、市当局として、市内でどの程度感染しているのかつかまないと、本当に大変だなあと。住民の方からも常々言われているところがあるので、そこは求めていくべきではないかと思うのですが、お考えはないでしょうか。

桑原総務政策部長 全体的な流行の状況を見ましても、重症者自体が減ってきていることもありまして、特別な対応は今のところ考えていません。

渡辺委員 特別な対応は考えていないということですが、一応、学校、保育園はクラスターが発生したときには、それなりに教育委員会のほうに報告が行っているかと思えます。それと、福祉関係の事業所、かなりクラスターが発生していると承知をしております。その中で議会まで報告するか、その辺りを詰めていただきたいのですが、施設ごとにクラスターが発生したとき、どのような対応になっているのか、部門ごとに確認をとっていただいて、その様子を執行部の上の方が共有するのか、その辺りはきちんと考えていただいた対応だけはしていただきたいと思えます。

桑原総務政策部長 所管するそれぞれの施設、民間団体において、特殊な案件が生じてきたときは、当然ながら議会に報告はさせていただくように、これから関係各課に伝達をさせていただきます。

富永委員長 他にありませんか。(なし) なければ、執行部はこれで退席していただいて結構です。

次に、議会パソコンについてを議題とします。局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「タブレット型パソコンの使用について」説明)

富永委員長 セキュリティ機能といっても、ウィルスもありますが、パスワード設定をすることによって、万が一落としたとき他人が拾っても開くことができない、そういうセキュリティになります。ただいまの説明に質疑はありませんか。

佐藤委員 USBメモリーは、事務局で購入してもらうということによろしいでしょうか。

佐藤議会事務局長 事務局でとりまとめて購入したいと思えます。今現在、皆さんUSBを持っていると思いますが、情報漏洩も心配されますので、議会パソコンについては、こういったUSBを使っていたらいいと思います。

富永委員長 しばらくの間休憩します。

休 憩 (10:48)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10:53)

富永委員長　休憩を解き、会議を再開します。慣れるまでの間は紙と併用ということと、その取扱いについて、各会派の意見を聞き取って欲しいというようなことがありましたのでそのようにさせていただきます。

渡辺委員　格納時期についてですが、当分の間は格納と議案の両方なので、3日前の夕方5時だったとしても何とかかなると思います。システムだけになったときは、それでは困りますので、何のために議案書を3日前にしたかという、本会議までの間に調査する時間がある程度欲しいということで3日前にしてもらっています。議会パソコンだけになるときまでには、その辺りも詰めていただきたいと思います。

富永委員長　しばらくの間休憩します。

休　　憩（10：55）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（11：00）

富永委員長　休憩を解き、会議を再開します。議会パソコンの使用については、今後会派にも確認していくこととしますが、しばらくの間は、本日示された対応のとおりとさせていただきます。次に、傍聴者のマスク着用について議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　傍聴者のマスク着用についてです。議場入口には「新型コロナウイルス感染症対策として、咳エチケット（マスク着用など）にご協力ください」と示してあります。これまで傍聴人でマスク着用をしなかった方はおりませんでしたが、感染力がこれまでより強くなり、議員の感染も増えていることから、本定例会から当分の間、傍聴人のマスク着用を義務化したいと考えております。委員の皆様からご意見がありましたらお願いいたします。

富永委員長　新型コロナの感染拡大を受けての対応となりますが、いかがでしょうか。

佐藤委員　議長名または委員長名でマスク着用の徹底という表記をしていいのではないかと思います。また、応じていただかない場合は、退場を命じるとの表記も必要かと思います。

富永委員長　いま提案もありましたが、この件についてはいかがでしょうか。（異議なし）では、そのようにさせていただきます。ほかにありませんか。（なし）ないようですので、これで本日の会議を終わらせていただきたいと思います。会議録の調製については委員長に一任をお願いします。これで、本日の議会運営委員会は閉会いたします。

閉　　会（11：07）